

安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例

## 1 改正の背景

基金の積立根拠となる「地域再生計画」を、2026年3月に策定した第3次安芸高田市総合計画を踏まえた計画に見直し、内閣府の認可を受けた。

今回の改正は、第3次安芸高田市総合計画基本構想の実現にむけた重点プロジェクトである「第3次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図るために所要の改正を行う。

## 2 主な改正内容の詳細

### (1) 第2条（積立て）の改正について

基金の積立てに関する規定（第2条第1項）において、参照する地域再生計画の名称を、「安芸高田市の未来につなげるプロジェクト」から「第2期安芸高田市の未来につなげるプロジェクト」へ変更する。

### (2) 第6条（処分）の改正について

基金を充当できる事業の項目を見直し、以下の4つの事業に刷新する。

項目	変更前	変更後
計画名称	安芸高田市の未来につなげるプロジェクト	第2期安芸高田市の未来につなげるプロジェクト
充当事業	① 安心して住み続けられる環境をつくる事業 ② 人をつなげる事業 ③ ここにしかない歴史・文化を未来につなげる事業 ④ 循環の「環」をつなげる事業	① 若者に選ばれるまちづくり事業 ② 第2のふるさとづくり事業 ③ 帰ってきたくなる学びのまちづくり事業 ④ 自助・互助・共助・公助のまちづくり事業

## 3 施行期日

公布の日（2026年4月1日適用）